

しまねの労働

10

2025

島根県商工労働部雇用政策課

〒690-8501 松江市殿町1番地 ☎0852(22)5297
ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/rodoseisaku/>
Eメール koyo-seisaku@pref.shimane.lg.jp

誰もが、誰かの、
たからもの。

目 次

- 令和8年度入校の県立高等技術校訓練生募集!! … 1
- 労働保険の加入手続を忘れていませんか… 1
- ジョブカフェしまねからのお知らせ…………… 2
- 発達障がい者就労支援研修 受講者募集のご案内 … 2
- しまね技能フェスティバル2025開催のご案内… 3
- 専門家による労働相談会を開催します! … 3
- 外国人材雇用情報提供窓口のご案内…………… 3
- エイジフレンドリー補助金のご案内…………… 4
- 労働者のための労福協相談窓口のご案内… 4

令和8年度入校の県立高等技術校訓練生募集!!

高等技術校は、職業に就くために必要な技術、専門知識の習得や資格を取得するための職業訓練、また、在職の方の職業訓練を行うための県立の職業能力開発施設です。

●募集訓練科

校 名	訓練科名	訓練内容	期間
東部高等技術校 (出雲市)	美容科	美容師に必要な技能習得と資格取得を目指します。	2年
	自動車工学科	2級自動車整備士に必要な技能習得と資格取得を目指します。	
	住環境・土木科	設備工事、土木工事に必要な技能習得と資格取得を目指します。	
	ものづくり機械加工科	機械加工に関する技能士と関連する資格取得を目指します。	1年
	Webデザイン科	Webサイト制作に必要な情報とデザインの基礎知識及び技能について学びます。	
	建築科	建築大工に必要な技能習得と在来木造建築について学びます。	
	左官科	左官作業とタイル貼り等の関連作業を学びます。	
西部高等技術校 (益田市)	介護サービス科	介護施設の介護補助員に必要な知識、技術、マナーを学びます。	1年
	OAシステム科	事務職に必要なコンピュータや簿記等の知識、技術、技能を学びます。	
	建築科	建築大工に必要な技能習得と在来木造建築について学びます。	
	機械加工・溶接科	CADで設計した図面を基に機械加工と各種溶接方法の技能、知識を学びます。	

●選抜日程 (一般選抜)

※選抜の結果、定員を満たさなかった訓練科は追加募集をおこなう場合があります。
募集状況の詳細は各高等技術校へお問い合わせください。

願書受付期間	入校検定日	合格発表
令和7年9月4日～令和7年10月17日	令和7年10月31日	令和7年11月7日

●お問い合わせ先

島根県立東部高等技術校 TEL 0853-28-2733 島根県立西部高等技術校 TEL 0856-22-2450

技術校プロモーション動画



▲ 東部校

▲ 西部校

「労働保険の加入手続を忘れていませんか」

一人でも雇ったら、労働保険(労災保険・雇用保険)の成立手続きが必要です
厚生労働省 労働基準局 労働保険徴収課

「労働保険」とは、労働者災害補償保険(労災保険)と、雇用保険により構成される制度で、労働者の福祉の向上を目的としております。

また、労働保険は、政府が管掌する強制保険であり、労働者(パート・アルバイト含む)を一人でも雇用していれば、原則として業種・規模を問わず、事業主は加入手続を行わなければなりません。

労働者を一人でも雇用されている事業主の方で、まだ労働保険の手続きを行われていない場合は、島根労働局までご相談いただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】 島根労働局 労働保険徴収室 TEL 0852-20-7010



ジョブカフェしまね からのお知らせ

ジョブカフェしまねでは、島根県内外の学生に向け、合同企業説明会や就業体験等の開催、きめ細やかな県内企業情報等の提供を行い、県内企業の皆様と学生の縁結びをサポートしています。

定住財団「求人サイト」を採用活動に活かしませんか？

月間約**26**万ページビュー！ 島根県内最大級の就活情報サイト！

企業情報・求人情報だけでなく、各イベント・就業体験等の情報を随時発信しています。定住財団「求人サイト」に企業登録すると、学生・若年者向けサイト「ジョブカフェしまね」だけでなく、UIターン者向けサイト「くらしまねっと」もご利用いただけます。ご登録・ご利用は無料。採用活動のツールの1つとして、ぜひお役立てください。

■企業登録の方法！

①定住財団「求人サイト」からお申込み情報入力フォームへ必要事項を入力の上、送信してください。

②定住財団にてお申込みの翌日から3営業日後までに登録内容の審査を行います。

③登録完了後、企業情報・求人情報・イベント情報等を作成していただくことができます。

＼すべて無料／ こんなことができます！

1

企業情報・求人情報の掲載

2

就業体験・就職イベント等の告知

3

定住財団主催イベント等への参加

4

定住財団の各種採用支援が受けられる

5

スカウト機能など各種機能の利用

など

▼求人サイト詳細



【ジョブカフェしまね（公益財団法人ふるさと島根定住財団）】

ジョブカフェしまね

検索

■松江センター 松江市朝日町478-18 松江テルサ3階

TEL：0852-28-0694 [開所9：30～18：00 日・祝休み]

■浜田ランチ 浜田市相生町1391-8 シティパルク浜田2階

TEL：0855-25-1600 [開所9：30～18：00 土・日・祝休み]

発達障がい者就労支援研修 受講者募集のご案内＜参加費無料＞

発達障がいのある人が企業等で働き続けていくためには、同僚や上司が発達障がいの特性を把握して、個々のニーズに合った具体的な支援を行うことが必要です。県では、発達障がいについての理解を深め、支援のスキルアップにつなげるため、下記のとおり研修を開催します。

受講対象	発達障がいのある人の雇用に関心のある、または、既に雇用をしている企業 など
開催方法	YouTubeによる動画配信 ※90～100分程度 ※お申し込みいただいた方に期間限定で配信
開催時期	令和7年11月4日（火）正午～11月28日（金）17時
講師	山口県立大学社会福祉学部社会福祉学科 高橋 幾 氏
内 容	発達障がいのある方への就労支援 ～仕事を続けるために必要な社会性と支援方法を学ぶ～ ○発達障がいのある方の障がい特性と課題分析について ○職場適応力の評価と手法について ○就労を継続していくために必要なスキル（職務遂行能力やコミュニケーション能力・自己管理能力など）を育てるための接し方・支援方法 など

■申込方法

QRコードの読み取り、またはホームページからお申込みください。

（QRコード）



◀こちらから読み取ってください

（ホームページ）

<https://forms.gle/KUavGd5xjPKSdCUC6>

■申込期間

令和7年10月1日（水）～10月24日（金）

■お問い合わせ先

島根県東部発達障害者支援センター ウィッシュ
TEL：050-3387-8699 FAX：050-3730-9745
E-mail：wish@sazanami-g.jp

しまね技能フェスティバル2025 開催のご案内

いろいろな仕事の“ものづくり”の面白さや素晴らしさを体感できるイベントを開催します。

- <日 時> 令和7年10月26日(日) 10:00~16:00
 <会 場> くにびきメッセ大展示場(松江市)
 <内 容> ものづくり体験(小中学生以下対象)
 銅板レリーフ製作、和菓子作り、ミニ畳製作、モッカブロック製作 など
 ※内容については変更する場合があります。
 <参加費> 無料(ただし先着順で体験チケットを配布)
 <主 催> 島根県、島根県職業能力開発協会
 <問合先> 島根県職業能力開発協会(Tel 0852-23-1755)



専門家による労働相談会(無料)を開催します!

職場のハラスメント、突然の解雇、従業員とのトラブルなど労働に関する困りごとをご相談ください。
 専門家による労働相談会を東部と西部の2会場で開催します。

西部 会場	日時: 10月19日(日) 10時~15時 会場: いわみーる(浜田市)
東部 会場	日時: 10月26日(日) 10時~15時 会場: くにびきメッセ(松江市)

- ・相談員: 弁護士、労働組合役員、会社経営者などの労働問題の専門家
- ・労働者と事業主どちらの方も相談可能です。
- ・事前予約、当日受付どちらも可能です。予約方法等についてはホームページをご確認ください。

島根県労働委員会キャラクター ラルコス



お問い合わせ先

島根県労働委員会事務局 松江市殿町8番地(県庁南庁舎1階)

☎0852-22-5450

【受付時間】8:30~17:15(土・日曜日、祝日、年末年始は除きます)

相談無料

秘密厳守

外国人材雇用情報提供窓口のご案内

外国人材を雇用したいけど、
どうすればいいだろう

技能実習や特定技能は
どんな仕組みなのだろう

大卒程度の知識や技術を持った
外国人材を雇いたい

企業や事業所のみならず、ご要望に応じて、電話相談、オンライン相談、出前講座(オンライン可)により情報提供や専門機関への取次ぎを行います。まずは電話にてお気軽にご相談ください。

【情報提供内容】

出入国管理及び難民認定法、技能実習法、特定技能等の制度の内容/外国人の採用や雇用管理の方法/雇用了た外国人に対して企業が行う各種支援の内容/専門機関への取次ぎ

島根県商工労働部雇用政策課 多様な就業支援係内

開所日時: 月~金曜日(国民の祝日・休日・年末年始を除く) 9:00~17:00

☎0852-22-6634までご相談ください!

高齢労働者の労災防止対策やコラボヘルスを支援します エイジフレンドリー補助金のご案内

高齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とする改正労働安全衛生法が令和7年5月14日に公布され、令和8年4月1日に施行されます。

60歳以上の高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部が補助されますので、ぜひご活用ください。

●対象となる方と支援の概要

安全衛生対策コース名	補 助 対 象	対象事業者
I 総合対策コース ・補助率 4／5 ・上限額 100万円 (消費税を除く)	・労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費 ・リスクアセスメント結果を踏まえた、優先順位の高い労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	・中小企業事業者 ・1年以上事業を実施していること
II 職場環境改善コース ・補助率 1／2 ・上限額 100万円 (消費税を除く)	・高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	・役員を除き、自社の労災保険適用の高齢労働者（60歳以上）が常時1名以上就労していること
熱中症予防対策プラン	・熱中症の発症リスクの高い高齢労働者の熱中症予防対策に要する経費（機器の導入等）	・高齢労働者が対策を行う作業に就いていること
III 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース ・補助率 3／4 ・上限額 100万円 (消費税を除く)	転倒防止 ・労働者の転倒災害防止のため、専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費（役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります） 腰痛予防 ・労働者の腰痛災害の予防のため、専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費（役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）	・中小企業事業者 ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の労働者（年齢要件なし）が常時1名以上就労していること
IV コラボヘルス ・補助率 3／4 ・上限額 30万円 (消費税を除く)	・事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費（役員を除き、自社の労災保険適用の労働者に対する取組に限ります）	

●申請時期 令和7年5月15日～令和7年10月31日

●申請先・お問い合わせ先 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」（令和7年度厚生労働省補助事業者）
Tel：03-6381-7507 平日10～12時、13時～15時。
（土日祝、8月12日～8月15日 夏季休暇、12月29日～1月3日 年末年始除く。）
HP：https://www.jashcon-age.or.jp/



▲詳しくはこちらから

労働者のための労福協相談窓口のご案内

くらしサポートセンター島根 一緒に解決 秘密厳守 無料相談で安心

こまったときは、ひとりで悩まないで！まずは相談を！！

困ったとき、どこに相談していいかわからないとき・・・

そんなとき、「くらしサポートセンター島根」がお力になります

仕事上の悩み相談

雇用、労働契約、賃金、労働時間、残業未払、退職、いじめ・嫌がらせ・パワハラなど



生活上の悩み相談

生活苦、多重債務、子育て、介護、家族関係、心の健康、悪質商法、相続問題など



※2024年相談件数：労働分野194件、生活分野326件、合計520件

相 談 日 月～金曜日 10:00～12:00 (祝日除く)
13:00～16:00

毎週水曜日は女性相談員も相談を承ります

フリーダイヤル 0120-969-234

問い合わせ先 一般社団法人 島根県労働者福祉協議会 〒690-0007 松江市御手船場町557-7 (労働会館別館)
TEL：0852-23-3302 / FAX：0852-23-3303 URL：https://shimane.rohuku.net/